

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 資料

# 声優の被害状況と声の保護に必要な対策

2026年5月28日

---

声優有志一同



# 私たちが問題としていること

---

## 私たちが何を問題視しているか

- 声優にも、生成AIに対して色々な考え方を持つ者がいます。**私たちは生成AI自体を否定したいのではありません。**

私たちは、

### **“無断生成AI問題”**

**= 声を無断で学習したAIモデルからその声に酷似した音声が生  
成され、各プラットフォームやSNS等で公開されてしまう問題**

を抜本的に解決できるための議論・整理をお願いしたいと考えています。  
AI技術は日々進化し、より本物と見分けがつかなくなっていくでしょう。  
これに伴い、被害の程度・質が悪化し、手口も巧妙化するはずですが、  
法解釈的に色々難しい点があることは承知していますが、ぜひ私たちの「声」が置かれた現状を踏まえて、ご議論いただけますと幸いです。

# 無断生成AI問題から声を守ることは国益の問題でもある

## 単なる業界問題ではなく 日本の文化競争力・国益に関わる問題

- コンテンツ産業は、日本の「**基幹産業**」の一つと位置付けられた
- コンテンツは、様々な関係者が生み出すクリエイティブを結集して成り立っているところ、**声優の「声」も日本のコンテンツを支える重要な要素の一つ**
- 「声」が無断でAI学習に使われ、生成された音声が拡散されている現状に対して抜本的かつ有効に対処できなければ、「声」が十分な保護を受けられていないと世界中に受け止められてしまい、**結果として日本は“学習素材供給国”になってしまいかねない**



# 声の無断利用の状況

---

# 何をされているのか —— 目に見える被害のおおまかな類型

①

## 歌わせる

「AIカバー」「歌ってみた」

- 特定の声優の声で別アーティストの曲を歌わせる類型
- RVCなどのAIボイスチェンジャーで自分の歌を変換する場合や、CD音源をそのまま変換する場合など

②

## 朗読させる

「朗読させてみた」

- 特定の声優の声で文章や物語を朗読させる類型
- 対象となる文章は既存作や自作など様々
- 自分の朗読を変換したと思われる場合もあれば、文章を入力しただけと思われる場合もある

③

## セリフを喋らせる

任意の会話・なりきり

- 特定の声優の声で、本人が述べたことのない発言や演技を生成する類型
- 政治的、性的な内容などもあり、心理的な負担も大きい
- 自分の演技の変換、セリフの入力だけなど様々

④

## 動画ごと生成

動画生成AI

- 特定のキャラクターと酷似したキャラクターの動画を生成すると同時にその元キャラクターの声優の声と酷似した音声も生成する類型

⑤

## モデルの公開

RVCモデル等の販売等

- 特定の声優の声のみを出力することを目的として、その特定の声優の声を学習させたAIモデルをECサイトで販売したり、プラットフォームで無償公開する類型

# 被害の構造 — 3つの段階で発生

## ① 学習素材化

### アニメ・ゲーム作品から 声優の音声を抽出

- 学習元は定かではないことが多いが、特定のゲームに収録された特定キャラクターを学習したとモデル開発者が公開したケースがある

## ② 学習済みモデル配布・販売

### 特定の声に特化したモデルが 配布・販売される

- ECサイト等で2,000円台で有償販売されているケース（RVCなど）
- AIモデルを公開できるプラットフォームで無償公開されているケース

## ③ 拡散・投稿

### SNS等で大量に AI生成音声公開

- TikTokやYouTubeなどのプラットフォームで、いわゆるAIカバーなどが横行
- 視聴者が、AIで作ったと理解できるものもあれば、本人の声と誤認してしまうようなものも多い

# 被害事例から見える4つの問題

01

## 個別対応の限界

- 1つ1つの音源に対して削除申請や訴訟をするのは"いたちごっこ"であり、抜本的な解決にはならない

02

## プラットフォームの役割の重要性の高まり

- プラットフォーマーにおいて、特定の声優の無断学習モデルの拡散等を止めなければ対処が困難（プラットフォーム等に対する責任追及を可能にしておく必要があるのではないか）

03

## 商業化・収益化されている

- 特定の声優の声で学習し、特定の声を再現できるモデルや、それを前提にしたサービスが有償で販売されたり、収益化されたりしている

04

## 本人と誤認されるものがある

- AI生成物と視聴者が気付かずに、**あたかも本人が歌っている／喋っている**と視聴者が誤認してしまうようなものも散見される

## 個別対応の限界の実情 — 削除申請の主体と限界

- 声優個人がアクションを取る場合もあるが、**作品の制作会社等を通じて、YouTube等のフォームから権利侵害を申し立てて削除してもらっているのが実情**
- **キャラクターの絵＋声が使われている動画**
  - キャラクターのコンテンツホルダーから著作権に基づく申入れが可能であり、対応は比較的しやすいと思われる
- **声のみ（キャラ名・個人名）の動画や音源**
  - 制作会社は動けない場合もあり、事務所か本人が動くしかないのではないか（事務所との契約次第）
- 一般論として、個別連絡しても無視される場合もある

■ ■ 声優による権利行使の限界  
■ ■ -声優という仕事から感じる限界-


---

## 声優が矢面に立てないケースがある—— 立場から来る限界

- 声優はキャスティングされて、特定のキャラクター等を演じる立場
  - ⇒ 特にキャラクターと紐づいて声が利用されたときに、製作委員会、原作の権利者、音響制作会社に断りなく個人で権利行使することは事実上の難しさがある
- 他者から「選んでもらう」立場であるからこそ、関係者の様子や自分の行動がキャラクターに及ぼす影響等を気にする必要がある
  - ⇒ 例えば、委員会等に「今は少し様子を見たい」などと言われてしまった場合、それを振り切って個人で訴訟をできるだろうか



個人で訴訟などの方法で権利行使する人ももちろんいるはずだが、法的なハードルや不透明な部分もある中で、上記の懸念を振り切って、「でも自分は権利行使する」と意思決定できる声優は多くない



**声優による権利行使の限界**  
**-法的な限界を感じる点-**

---

# 法的な限界を感じる点一 ① 不正競争防止法

- 経済産業省が公表した「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理について」5頁において一定の整理がなされ、次の具体例が提示された

## 現行不競法の考え方から想定し得る適用事例 (声の事例)

**<事例③> ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを用いて、当該生成AIに当該人物の持ち歌ではない曲を歌わせ、それを動画投稿プラットフォームに投稿した場合**

- **当該人物の声が周知であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。**  
※ただし、打ち消し表示（例：「AI〇〇に歌わせてみた」）が付されている場合には、不競法第2条第1項第1号では対処が難しいが、理論上は、著名性が認められれば、不競法第2条第1項第2号にて対処可能。

**<事例④> ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを用いて、当該人物の声を使用した目覚まし時計を作成し、それを販売する場合**

- **当該人物の声が周知であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。**
- **声だけでなく、声と特徴的な台詞とがセットになって使用されている場合は、より広く不競法第2条第1項第1号において対処し得る。**

※いずれも本人の許諾を得ていない場合。

## 法的な限界を感じる点一 ① 不正競争防止法

- 経済産業省の上記資料では、「声だけでなく、声と特徴的な台詞とがセットになって使用されている場合は、より広く不競法第2条第1項第1号において対処し得る。」と記載されている
- しかし、**実際の事例においては、そのキャラの特徴的な台詞を伴わずに任意の文章（他作品・他キャラのセリフ、卑猥なもの、政治的なものなど）を読み上げるなどして利用されている事例も多く、そちらの方が問題は深刻**



そうすると、「声」だけで商品等表示該当性を満たす場合がどの程度あるのかが気になるところ

## 法的な限界を感じる点一 ① 不正競争防止法

- しかし、「声」のみで業務に係る商品又は営業を表示するものと評価できる現実的かつ具体的な例はどのようなものを想定しているのか不明
- また、これを満たしても、ある特定の声優の声と酷似した音声のみを出力できる音声AIモデルを作成し公表しただけの生成AIモデル開発者に対して、商品等表示規制違反の主張は困難と思われること、周知性や著名性が必要であること、AI生成物であることを示せば（いわゆる打消し表示）2条1項1号の混同が認められなくなるなどもある



**不競法違反を主張すること自体を躊躇せざるを得ない状況**

## 法的な限界を感じる点ー ② パブリシティ権

- ピンク・レディー事件判決（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）で認められた権利であり、**不明確な部分はまだ多く残っている認識**
- 一人で無数の個別の音声に対処することに限界があること、声優という立場からの限界も考慮すると、**声優としては、**
  - **自らの所属事務所が権利行使できるという選択肢があること**
  - **自らの所属事務所が**フォーム上で削除の申請をしたり、差止請求をするなど、**損害賠償以外の手段も行使できること**
  - **音声AIモデル開発者や音声AIサービス提供者への権利行使（差止め・損害賠償請求）ができる選択肢があることが重要**と考えている

## 整理をお願いしたい観点

- ① 「声」は「肖像等」に含まれることによりパブリシティ権は生じ得るとして、要件はどのように考えられるか（例えば、顧客吸引力はどのように考えるのか）
- ② 5頁に記載されているような被害類型のうち、判例が示す3類型で処理し得るのはどのようなものか
- ③ 必ずしも3類型に当てはまらないものにはどのようなものがあり、それを「など」で捉えられるか
- ④ 音声AIモデルの開発者や音声AIサービスの提供者は侵害の主体となるか、なるとしてどのような場合か
- ⑤ 所属事務所等が権利行使の主体となるか
- ⑥ 所属事務所等が差止請求権を行使できるための現実的な手法は考えられないか

## 整理をお願いしたい観点①との関係

- 顧客吸引力の有無の考慮要素は具体的にどのようなもので、どのように判断されるべきなのか
  - 作品に名前のない役（生徒Aなど）で登場しただけの声優はどうか
  - アニメやゲームなどにはまだ出演していないが広告案件のナレーションをした声優はどうか
- 「自分の声を利用されている」ということは何を基準に判断するのか（声紋の一致まで必要か、顧客の認識で足りるか）

## 整理をお願いしたい観点②や③との関係

- **個人のSNS**で、特定の声優の声で好きな文章を読ませたものをアップロードされてしまった場合はどうか（収益化の有無で違いは生じるか）
- 本人の思想と違う**政治的思想**を表明したり、**性的な言葉**を言わせたものがアップロードされてしまった場合はどうか（収益化の有無で違いは生じるか）
- キャラクターを演じている時の声での音声と普通の会話時の声での音声とで違いはあるか

## 整理をお願いしたい観点④との関係

- **特定の声優の声と酷似した音声**を出力することを目的とするAIを作るために、その特定の声優の音声**が収録されたコンテンツを無断でAIに学習させる行為（学習行為）**はパブリシティ権侵害を構成するか
  - 特定の声優に特化した**学習済みのモデル**や**そのようなモデルを組み込んだサービスを公開する行為**はパブリシティ権侵害を構成するか
- ↓
- ユーザが入力すれば、特定の声優の声に酷似した音声で出力される状況であり、**特化型のAIモデルやサービスを無断で開発して公開した者に対して権利主張できなければ本質的な解決にならないのではないか**
  - もっといえば、**そもそも「声」をその持ち主に無断でAIに学習させる行為（学習行為）自体を、コンテンツ大国を謳う日本として許容するのか**という全体的視点で検討していただくことも必要ではないか

## 整理をお願いしたい観点④との関係

### (ご参考)

「事例 c は、F が著名人と同一又は類似の肖像が高頻度で生成される A I モデルを開発した上で、著名人の様々な背景や構図の画像を生成することを目的とした A I として販売した事案である。このような例外的なケースについては、A I の提供行為そのものがパブリシティ権侵害と評価される可能性も否定できないことに留意が必要である。画像生成 A I のモデルやサービスそれ自体は肖像等に該当しないため、その提供行為は原則としてはパブリシティ権の侵害行為には当たらない。もっとも、画像生成 A I の提供それ自体が専ら肖像等の有する顧客吸引力を利用する目的であると評価される場合には、違法性において 3 類型と実質的に同一の行為としてパブリシティ権侵害と評価される可能性がある。……したがって、上記のような特徴を有する画像生成 A I の販売は、専ら肖像等の有する顧客吸引力を利用することを目的とした 3 類型と違法性において実質的に同一の行為として「など」に含まれると評価され得る。この場合、A I 利用者の行為如何にかかわらず、A I の提供行為そのものについてパブリシティ権侵害に基づく不法行為が成立すると考えられる。」

## 整理をお願いしたい観点⑤や⑥との関係

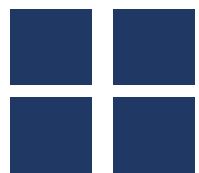
- 契約によって所属事務所が差止請求や損害賠償請求をできるためには、**どのような契約書上の文言が必要なのか**
  - 所属契約書の中に、パブリシティ権を所属事務所に行使させること、仮に「声」を無断で利用された場合には、声優においてこれを排除する義務を負うことを規定しなければ所属事務所において差止請求ができないのか（所属事務所と声優の実情に鑑みた場合妥当か）
- パブリシティ権の**譲渡まで必要なのか（譲渡には危険性もある）**



所属事務所が権利行使するという選択肢を声優側が持つために必要なことは何か

## 法的な限界を感じる点一 ③ 声をみだりに利用されない権利

- 「肖像等」に「声」が含まれるなら、ピンク・レディー事件判決の文言上、人は声をみだりに利用されない権利をそもそも有しているといえ、顧客吸引力がない者でも、**これによる救済があり得ると考えるべきではないか**
- **どのような場合にこの権利を侵害することになるのか、要件は何か**
- 音声AIを使えば声優Aの声で、本人の思想と違う政治的思想を表明したり、性的な言葉を言わせたりできてしまうような状況なのであれば、**そのようなモデルやサービスが提供された時点で受忍限度を超えていると評価できるのではないか**



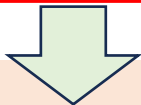
# 必要な対策

---

# 私たちが考える声の保護に必要なこと（本検討会に関連する部分）

## ステップ 1 【ソフトロー】

パブリシティ権や声をみだりに利用されない権利による「声」の保護の整理・周知（本検討会）



## ステップ 2 - 1 【ソフトロー】

本検討会による整理を前提に、プラットフォーム等が所属事務所や声優本人からの削除要請に対して迅速に対応しやすい制度設計の構築をすべきではないか

- ▶ たとえば、総務省公表に係る「違法情報ガイドライン」に声に関する記載を入れた上で、プラットフォームと政府の対話を継続し、プラットフォーム側が申告に基づき削除しやすい環境を創出するなど



## ステップ 3 【ハードロー】

各種整理を前提に、現行法及び判例法理により対処ができない又は実質的に困難と整理されたものが残るのであれば、法整備の検討及び遂行をすべきではないか

- ▶ “パブリシティ権”など既存の法枠組みに加え、視点を少し変え、諸外国のようにデジタルレプリカに主眼を置いた規制など別軸で考えることも必要になってくるのではないかと